



少子高齢化に伴い生産年齢人口が大幅に減少する中、地域社会の活力を維持・向上させていくためには、業務効率化等による長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の推進、ワークライフバランスの実現、雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等の働き方改革を推進し、女性をはじめ多様な人々が意欲と能力を最大限に発揮して働くことができる環境整備が重要となっており、これらは女性活躍を推進する上でも必要不可欠な取組です。

また、女性活躍を当たり前の組織風土として定着させるためには、女性活躍や育児・介護と仕事の両立等に関する状況把握と課題分析を継続的に行い、改善につなげることが重要であり、昨年7月の制度改正では男女の賃金の差異が情報公表項目に追加されるとともに、大企業には公表が義務化されたところです。

誰もが将来に展望をもち、安心して働くことができる社会の実現に向けて、引き続き尽力してまいります。

厚生労働省北海道労働局 局長 三富 則江

北海道労働局では、女性の活躍を推進するため、働く方や事業主の皆様に対し、北海道庁を始めとする関係行政機関や関係団体と連携しながら、次のような取組を行ってまいります。

《職場における女性の活躍推進》

働く人が性別により差別されることなく、また、働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる職場環境を整備します。

《育児・介護と仕事の両立支援》

また、正社員以外で働く方の待遇改善を進めるなど、多様で安心できる働き方の普及拡大や、長時間労働の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現などの「働き方改革」を推進することにより、女性が一層活躍できる就業環境の整備を図ってまいります。

《えるぼし・くるみん認定》

さらに、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である企業に対する「えるぼし」、仕事と家庭の両立支援を積極的に進めている企業に対する「くるみん」の認定取得について、積極的に働きかけを行ってまいります。

[女性の活躍・両立支援総合サイト](#)

[検索](#)

北海道労働局について

北海道労働局は、北海道全域を管轄とする厚生労働省の地方機関です。

①働き方改革、女性の活躍推進、②労働条件の確保・改善、③求職者に対する就職支援、企業の人材確保支援、④働く上で必要な能力の向上支援など、「働く」ということに関連する様々な行政分野を、総合的・一元的に運営しながら、課題の解決に向けて取り組んでまいります。